

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當り
その日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定

旧慣使用林野整備計画の認可(二件)

土地改良事業計画の策定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公 告 危険物取扱者講習の実施

告 示

鳥取県告示第百十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六の規定により告示する。

昭和四十九年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 医療機関名 所 在 地

昭和四十九年二月一日 森 医院 西伯郡西伯町福成九八五

鳥取県告示第百十六号

八東町長から申請のあつた富枝地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月九日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十七号

佐治村長から申請のあつた大水地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月十日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十二月二十八日付けで鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県知事石破二朗から申請のあつた県営で行う土地改良(河合谷高原

地区農用地造成)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(河合谷高原地区農用地造成)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 番号許可

昭和四十八年六月九日 鳥取県指令受米土総第六百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市熊党

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原二一五

鎌沢 泉

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和49年 2月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 講習の日時及び場所

(1) 昭和49年 3月14日 午前10時から 鳥取県庁

(2) 昭和49年 3月18日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所

(3) 昭和49年 3月20日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所

2 講習の種類

甲種、乙種危険物取扱者講習

3 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和49年2月18日から2月27日まで(郵送による場合は、2月27日までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

4 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 受講申請書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

6 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。